

令和 8 年門真市教育委員会第 7 回定例会

開催日時 令和 8 年 7 月 27 日（月）午後 2 時

開催場所 新別館（門真中町ビル）会議室 A

議事日程

- | | |
|-------|--|
| 日程第 1 | 会議録署名委員の指名 |
| 日程第 2 | 会期の決定 |
| 日程第 3 | 議案第 21 号 門真市社会教育委員の委嘱について |
| 日程第 4 | 議案第 22 号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 33 条第 3 項の規定に基づく協議について |
| 日程第 5 | 議案第 23 号 令和 9 年度小学校及び義務教育学校前期課程使用教科用図書の採択について |
| 日程第 6 | 議案第 24 号 令和 9 年度中学校及び義務教育学校後期課程使用教科用図書の採択について |
| 日程第 7 | 報告案件 門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則第 4 条第 1 項第 1 号に係る報告 |
| 日程第 8 | 諸報告 |

本日の会議に付した事件

日程第 1 から日程第 8 まで

出席委員

教育長	富田 明德
教育長職務代理者	澤田 京子
委員	松宮 新吾
委員	満永 誠一
委員	服部 雅俊

事務局出席職員

教育部長	水野 知加子
教育部教育監	三村 泰久
教育部次長	十河 大輔
教育部総括参事	高山 拓也
教育部教育総務課長	清水 順子

教育部学校教育課長	太田 雅貴
教育部学校教育課参事	向井 祐樹
教育部学校教育課参事 兼 教育センター長	岡田 和樹
市民文化部生涯学習課長 兼 門真市立北島図書館参事	船木 慎二

富田教育長 開会宣告 午後 2 時

日程第 1 会議録署名委員の指名

富田教育長より 松宮 新吾 委員を指名

日程第 2 会期の決定

本日 1 日と決定

日程第 3 議案第21号 門真市社会教育委員の委嘱について
説明者 船木生涯学習課長

議案書 1 ページから 3 ページをご覧ください。本議案につきましては、現在の委員の任期満了に伴い 7 名の委員のうち、引き続き 5 名の委員を新たに 2 名の委員を、社会教育法第 15 条第 2 項並びに門真市社会教育委員条例第 2 条及び第 3 条の規定に基づき委嘱するものでございます。今回新たに委嘱いたしますのは、大阪府立門真なみはや高等学校校長の瓜生綾子氏、門真市立五月田小学校校長の田仲正樹氏でございます。

なお、任期は、令和 8 年 8 月 1 日から令和 10 年 7 月 31 日までとしております。

[全委員異議なく、可決]

日程第 4

議案第22号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第
3 項の規定に基づく協議について

説明者 清水教育総務課長

議案書 4 ページからをご覧ください。本件につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条第 3 項の規定に基づき、門真市長から門真市立歴史資料館条例施行規則を全部改正する旨の協議があり、同意するものです。規則案の内容につきましては、市民文化部生涯学習課長よりご説明いただきます。

富田教育長： それでは、門真市教育委員会会議規則 第 21 条第 2 項に基づき市民文化部生涯学習課長に出席していただいておりますので、ご説明お願いいたします。

船木生涯学習課長： 議案書 6 ページからをご覧ください。門真市立かどま歴史ミュージアム条例施行規則につきましては、門真市立かどま歴史ミュージアム条例の施行について必要な事項を定めるものでございます。第 2 条では、開館及び閉館時間について、規定しております。第 3 条では、休館日について、規定しております。第 4 条から第 9 条では、研修室の利用申請等について規定しております。第 10 条では、使用料の減免、第 11 条では、使用料の還付、第 12 条では、特別設備の設置等の申請、第 13 条では、使用後の点検、第 14 条では、特別利用の申請等及び許可、第 15 条では、資料の館外貸出し、第 16 条では、資料の寄贈、第 17 条では、ミュージアム職員の立入り、第 18 条では、入館の制限、第 19 条では、使用者の遵守事項、第 20 条では、入館者の遵守事項、第 21 条では、汚損等の届出、第 22 条では、附属設備の使用料、第 23 条では、この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める旨について、規定しております。

施行日は、令和 8 年 8 月 18 日としており、この規則改正に伴い、門真市公印規則、管理職手当に関する規則、門真市事業所等の事務分掌等に関する規則、門真市会計規則の一部を改正いたします。

[全委員異議なく、可決]

日程第 5

議案第23号 令和9年度小学校及び義務教育学校前期課程使用教科用図書の採択について

説明者 岡田学校教育課参事

議案書の29ページをご覧ください。令和9年度に門真市立小学校及び義務教育学校前期課程において使用する教科用図書につきましては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第14条「義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令の定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。」との規定に基づき採択を行うこととなります。同一教科書を採択する期間につきましては、「義務教育諸学校教科用図書の無償措置に関する法律施行令」第15条第1項の規定により、4年間と定められております。

また、令和8年3月31日文部科学省初等中等教育局教科書課長通知「令和9年度使用教科書の採択事務処理について」により、小・中学校用教科書の採択については、「令和7年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならないこと。」とされております。小学校では、30ページに掲載しております一覧の教科用図書が採択されております。

[全委員異議なく、可決]

日程第 6

議案第24号 令和9年度中学校及び義務教育学校後期課程使用教科用図書の採択について

説明者 岡田学校教育課参事

議案書の31ページをご覧ください。令和9年度に門真市立中学校及び義務教育学校後期課程において使用する教科用図書につきましては、「義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律」第14条「義務教育諸学校において使用する教科用図書については、政令の定めるところにより、政令で定める期間、毎年度、種目ごとに同一の教科用図書を採択するものとする。」との規定に基づき採択を行うこととなります。同一教科書を採択する期間に

つきましては、「義務教育諸学校教科用図書の無償措置に関する法律施行令」第15条第1項の規定により、4年間と定められております。

また、令和8年3月31日文部科学省初等中等教育局教科書課長通知「令和9年度使用教科書の採択事務処理について」により、小・中学校用教科書の採択については、「令和7年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならないこと。」とされております。中学校では、32ページに掲載しております一覧の教科用図書が採択されております。

[全委員異議なく、可決]

日程第7

報告案件 門真市教育委員会教育長に対する事務委任規則第4条
第1項第1号に係る報告

報告者 太田学校教育課長

富田教育長： 本件は、個人情報にかかわる部分が含まれ、秘匿にする必要がありますので、非公開にて審議したいと思います。これに、ご異議ございませんか。

各教育委員： 異議なし

富田教育長： 異議がございませんので、本件は、非公開にて報告します。

[議事録 省略]

[報告案件終了]

時間 午後2時11分から午後2時14分まで

日程第8

諸報告

富田教育長： 例のとおり、諸報告の全ての報告を願い、その後、質疑応答をします。

番号1 損害賠償請求事件について

報告者 太田学校教育課長

門真市立中学校に在籍していた生徒の保護者が、本市及び卒業生11名等を被告とし、令和6年8月5日付けで、大阪地方裁判所に損害賠償請求事件として訴訟を提起した件について、その後の状況についてご報告申し上げます。令和8年7月15日に、大阪地方裁判所にて弁論準備手続きが実施され、訴訟の争点及び証拠の整理が行われました。本市といたしましては、引き続き、訴訟代理人弁護士と十分協議、調整の上、適切に対応してまいりたいと考えております。

なお、次回期日は、令和8年9月7日を予定しております。

番号2 門真市立学校の教職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画の目標における進捗状況について

報告者 向井学校教育課参事

諸報告資料1ページをご覧ください。まず、時間外在校等時間に関する目標につきましては、記載の2点を定めております。1点目、「1年間における時間外在校等時間の1ヶ月平均を30時間程度にする」という目標につきましては、令和7年度1年間の平均といたしまして、小学校では26時間45分、中学校では43時間59分であり、門真市全体としては33時間9分という結果となりました。次に、2点目「1ヶ月時間外在校等時間が45時間以下の割合を100%にする」という目標につきましては、令和7年度の全教職員平均において、小学校では82.9%、中学校では66.5%となっており、門真市全体としては73.1%の教職員が45時間以下となりました。令和3年度からの推移も示しておりますが、小学校・中学校・市全体のいずれも、まだ目標値には達していないものの、着実な改善が見られる状況となっております。しかしながら、中学校については目標値からまだまだ大幅に乖離しており、改善はしているものの依然として厳しい状況であると認識しております。

続いて、資料2ページ「ワークライフバランスと働きがい等に関する目標」をご覧ください。こちらにつきましては、3点を目

標として定めております。１点目の「ストレスチェックにおける高ストレス者の割合を 15%まで減少させる」という目標につきましては、本計画策定時点で令和 7 年度の数値が判明しておりましたので、すでに計画に記載済みであり、今回は新たな数値は示しておりません。次に２点目、門真市学校教育診断の教職員アンケート、「学校行事の見直しや会議の精選など、学校全体で業務量の削減や長時間労働の改善に向けての働き方改革が推進されている」の項目において、市全体の肯定的回答を 80%まで向上させる」という目標につきましては、令和 7 年度における市全体の肯定的回答は 78.3%でした。最後３点目、同じく「門真市学校教育診断の教職員アンケート、「年齢や経験年数に伴って自らの成長が感じられ、意欲的に業務に取り組める」の項目において、市全体の肯定的回答を 85%まで向上させる」という目標につきましては、令和 7 年度における市全体の肯定的回答は 84.4%でした。いずれの結果も、目標値にはまだ達しておりませんが、令和 6 年度の状況から着実に向上しており、働き方改革の推進に関して昨年度から改善している結果となっております。

本計画は令和 8 年 2 月に策定されたものではありませんが、計画には本市がすでに取り組んでいる内容も多数記載しておりますので、これらの結果数値には本市がこれまでに取り組んできた業務改善、働き方改革の取組の成果が一定反映されているものと認識しております。今後も、本計画における取組内容を着実に遂行し、教育委員会と管理職、教職員がしっかりと連携しながら働き方改革を進め、中学校の業務改善も含めて、目標達成に向けて引き続き積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

なお、本件につきましては、８月の総合教育会議でも改めてご報告させていただきます。

富田教育長： 以上、報告は終わりました。何か、質問等はございませんか。

満永委員： 質問です。私が現場にいた令和 3 年のころから比べると、かなり改善されていると思うのですが、公務 D X の導入等が寄与していると言えますか。

向井学校教育課参事： はい。そこに関しては、I C T機器の導入が進んだことによって大幅に業務の改善が進んでいると認識しております。また、そ

これらの結果を各学校で共有していくことによって、例えば、進んでいる学校の実践方法を他の学校が活用できるというようなシステムが有効に機能していると思います。

満永委員： かなりの予算を投入していただいておりますので、今以上に有効な活用をよろしくお願いします。以上です。

澤田委員： はい。時間外勤務についてですが、これは教職員に関して、このような結果が出ているということで上向きになってきているということで非常にいいことだと思っているのですが、管理職に関しての勤務時間の推移はどうなっているのでしょうか。それは今回なしということでしょうか。

向井学校教育課参事： 今回は、管理職のみの推移については載せてはいませんが、その把握は行っております。やはり一般の教職員と比べますと、校長はそれよりも多い状態になっており、教頭がそれよりもさらに多いという状況になっておりますが、いずれにしても減少傾向にあるということに変わりはないという状況です。

澤田委員： かなり教頭職の時間外勤務が多いということは気になっていたのですが、やはり今後の管理職を希望する教職員に対しても、それをずっと続けていくということはあまりよくないのではないかと思いますので、今後ともまた指導というのは継続されていくということですね。

向井学校教育課参事： はい。

澤田委員： よろしく申し上げます。

富田教育長： 人によって個人差が出てきたのではないかと思います。

澤田委員： そうですね。

富田教育長： （時間外在校時間の縮減に向けて）積極的に取り組まれている方と、従来のやり方を変えることに難しさを感じている方との間に差が出てきているのではないかと思います。

少し質問ですが、これは全体というときに、どういう平均の取り方しているのですか。小学校と中学校と全体として 33 時間 9 分、個人別でやっているということですか。

向井学校教育課参事： はい。そうです。小学校の教職員の全員の数値を合計して、小学校の教職員で割ったものが小学校の平均となります。中学校も同様です。全体の平均は、全ての教職員の一人一人の時間を合計して、それを全ての教員数で割った数字となっております。

富田教育長： この中に管理職は入っていますか。

向井学校教育課参事： 入っています。

富田教育長： その他、質問等はございますか。それでは、質問等がないようですので、これで諸報告を終了とさせていただきます。

—すべての報告が終了—

富田教育長 閉会宣言 午後 2 時24分

門真市教育委員会会議規則第24条の規定により署名する。

門真市教育委員会

教 育 長 富 田 明 徳

署名委員 松 宮 新 吾